

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年6月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第37号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年大和市条例第14号）附則第4号に掲げる規定の施行期日は、平成29年6月29日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。